

議案第92号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月9日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(23) 略 (24) 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付</u> 1枚につき500円 (25)～(43) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(23) 略 (24) 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付 1枚につき500円 (25)～(43) 略 2 略

<p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号） <u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けている者から請求があったとき。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>2 別表に掲げる法律の規定に基づく戸籍に関する証明については、手数料を徴収しない。</u></p> <p>附 則 1 及び 2 略 <u>(手数料の徴収の特例)</u></p> <p><u>3 平成20年10月1日から平成23年3月31日までの間における第2条第1項第24号に規定する住民基本台帳カードの交付又は再交付に係る手数料については、同号の規定にかかわらず徴収しない。</u></p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号） の適用を受けている者から請求があったとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>2 第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる証明と同一の目的に使用するため、これに代えて行う住民票の記載事項に関する証明又は外国人登録原票記載事項証明については、手数料を徴収しない。</u></p> <p><u>3 別表第2に掲げる法律の規定に基づく戸籍に関する証明については、手数料を徴収しない。</u></p> <p>附 則 1 及び 2 略</p>
--	---

第2条 三朝町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1を削り、別表第2を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第6条関係）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第196条に規定する証明
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第8条に規定する証明
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第111条に規定する証明
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第45条に規定する証明
- (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第119条に規定する証明
- (6) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条に規定する証明
- (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第13条に規定する証明

- (8) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）第7条において準用する警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第13条に規定する証明
- (9) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第6条に規定する証明
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条及び第172条に規定する証明
- (11) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第11条に規定する証明
- (12) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条に規定する証明
- (13) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第112条に規定する証明
- (14) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条に規定する証明
- (15) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第87条に規定する証明
- (16) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第26条に規定する証明
- (17) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条に規定する証明
- (18) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の25に規定する証明
- (19) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条に規定する証明
- (20) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第30条に規定する証明
- (21) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第66条に規定する証明
- (22) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第143条に規定する証明
- (23) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第75条に規定する証明
- (24) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第48条に規定する証明
- (25) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第59条に規定する証明
- (26) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条に規定する証明
- (27) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条に規定する証明
- (28) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条に規定する証明
- (29) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第103条に規定する証明
- (30) オウム真理教犯罪被害等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第16条に規定する証明

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正にあつては、平成20年12月18日から施行する。